

御船町農業委員会会議録

平成 31 年 1 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 31 年 1 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 1 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町第 2 分庁舎 大会議室
3. 農業委員委員 (14 名)
会 長 1 番 富田 早苗
会長職務代理者 2 番 荒木 義一
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄
欠席者 5 番 荒木 崇 12 番藤岡 雅子 以上 2 名
最適化推進委員 8 名 参加
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 5 号 農地法第 4 (3) の規定による非農地申請について
 - 9 議案第 6 号 農地利用最適化推進に関する指針について
 - 10 報告第 17 号 「耕作証明書」発行について
 - 11 報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項合意解約について
 - 12 報告第 19 号 非農地証明について
 - 13 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、又新年あけまして、おめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。本日は、5番 荒木崇委員 12番 藤岡委員の欠席の連絡が入っております。只今より平成31年1月の総会を始めさせていただきます。本日12名委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第6条に基づき委員さん12名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の8名の出席をいただいております。只今より平成31年1月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、改めまして、あけまして、おめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。正月から、暖かったり、寒かったりで、体がついていかなくなりつつございます。2~3日前には、熊本北部で地震が発生しております。年が変わったから天災は来ないのかなと思っていたのですが、熊本で地震があつて、またかといった状況であります。また年も変わり5月から新しい年号となります。平和な一年にしたいと思います。さっそくではありますが、平成31年1月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。7番 池田委員 8番 福島委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第1号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条1項の規定に基づき別紙のとおり許

可申請があったので、意見の決定を求める。

平成31年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。

議案 農地法第3条申請 1件案件がございます。

申請番号1については、4筆ございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇 △△番 地目田 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇〇 △△番 地目田 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇〇 △△番 地目田 面積△㎡。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

大字〇〇 字〇〇〇 △△番 地目田 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号。

〇〇 〇〇

申請は、田：4筆 計△㎡の申請です。

理由：3条許可所有権移転（町）です。

議 長

はい、ありがとうございます。1件4筆です。それでは、申請番号①番の許可要件等の説明をお願いいたします。ここは、8番 福島委員が担当でございますので説明させていただきます。

8 番

先日、事務局と現地確認に参りました。水稻・野菜が、植え付けられておりました。資料2ページをご覧ください。今後の耕作の意志、所有機械、稼動力・稼働時間、耕作の下限面積など農地法第3条第2項1号から7号に該当するのは、全て満たしております。よって許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。

議 長

ご質問等があればお願いいたします。

事務局

はい、事務局から補足説明をさせていただきます。

以前売買で購入された農地は耕作・作付されておりました。ので報告いたします。

全委員

ございません。

議 長

無いようですので、①番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。

続きまして、議案第 2 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 31 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員長

富田 早苗。次のページをご覧ください。

今月の 4 条申請は 1 件 2 筆であります。申請番号①

土地の所在地

① 大字〇〇字〇〇△△番 地目：畑 面積△㎡。

大字〇〇字〇〇△△番 地目：畑 面積△㎡。

畑 2 筆△㎡

申請者の住所・氏名

大字〇△△番地 (有)〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：建売住宅

理由：4 条県許可事業計画変更申請分です。

こちらは平成 26 年 9 月に農地法第 4 条により建売住宅の転用許可を受けており、今回、建売分譲地の配置の変更を行い、事業計画変更となりました。

議 長

はい、ありがとうございました。ここの担当は、7 番委員池田委員お願いいたします。

7 番

はい、現地確認へ参りました。場所から説明いたします。

6 ページをご覧ください。申請地は役場より約 2 k m 離れた南・東側を宅地、北・西側は農地に接している畑地の一角であります。資料 4 ページをご覧ください。こちらは平成 26 年 9 月に農地法第 4 条により建売住宅の転用許可を受けており、今回、建売分譲地の配置の変更を行い、事業計画変更となりました。農地区分としては、第 2 種農地となります。面積は△㎡です。一般基準の検討項目 1 から 10 までの項目につきましては、適当と判断されます。以上のことから総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様の審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これはどういった内容なんですか。

事務局

はい、内容を詳しく説明いたしますと、平成 26 年に許可が

出ておりました、説明資料の7・8ページをご覧ください。7ページが今回の新たな事業計画であります。8ページが平成26年の事業計画であります。8ページに丸いかこみに番号が記載してあります。1・2・3・4・5・6・8・9・10番まで住宅が建っております。今回の事業計画変更は、8ページの資料でお話しすると、7・12・13・14番と通路の部分であります。ポイントとなるのは、通路であります。7ページへ戻っていただいて、この後5条申請で議案として出てまいります。新たにA2戸B1戸建設したいためこのような申請となりました。そのためには、7ページの青で囲ってあるような形で接道する通路を作る必要があることで今回の申請となりました。以上です。

議 長
事務局

また新たに、申請し直しということですね。
そうですね、内容的にはさほど変わりはありませんが、転用目的には代わりはありません。区画配置が変わると言うことで、8ページの配置図で許可が下りております。極端な変更ではありませんが、必要となります。

議 長

内容変更となったわけですね。他にはご意見等があればお願いいたします。

無いようでありますので、この案件について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。

では続きまして、議案第3号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします

事務局

はい、5ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成31年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。次のページをご覧ください。今回は4件5筆申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇〇 字〇〇〇 △△番 地目 田 面積△㎡。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△△番地 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△番 〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅建築に伴う通路

理由：5条使用貸借権設定（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇 △△番 地目 畑 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇 〇〇

転用目的：事務所兼住宅

理由：5条所有権移転であります。

③ 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇△番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇〇△

〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△番 〇 〇〇

転用目的：貸駐車場

理由：5条所有権移転であります。（県許可）となります。

④ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇△△番 地目畑 面積△m²

譲渡人住所・氏名 大字〇△△ (有)〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇〇〇(有) 取締役 〇〇 〇〇

転用目的：建売住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

大字〇〇字〇〇△△番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡人住所・氏名〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△△番地

〇〇 〇〇〇

譲受人住所・氏名〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇〇〇(有) 取締役 〇〇 〇〇

転用目的：建売住宅

理由：5条所有権移転（県許可）面積合計 畑2筆 △m²。

以上4件5筆です。

議 長

はい、ありがとうございました。4件5筆です。まず、申請番号①番です。①番の担当12番委員 藤岡委員より許可要件等の説明なのですが、欠席でありますので、事務局から説明を致します。

議案第3号受付番号①〇〇 〇〇

事務局

はい、12番 藤岡委員が急遽休みということで、事務局から説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。現地確認へ参りました。場所としては、国道△号線を〇〇方面へ行き〇〇橋を渡り〇〇〇〇の手前から右折し、500mほど入った集落になります。資料14ページに黄色く塗ってある所になります。説明資料の12ページをご覧ください。農地区分は第3種農地であります。判断理由として、都市計画法の用途地域であります。面積は田1筆で、△m²であります。転用目的は、住宅建築に伴う通路にする計画であります。申請人は、熊本地震の再建で実家近くの祖父が所有する土地に住宅を建築する計画で、建築可能は道路を確保するために農地法第5条申請に至りました。住宅建築予定地は地目が山林であります。転用は不要ではありますが、接道する道が無かったので進入路を確保する計画です。現状の写真を見ていただくと分かるように、ダンプ等が入って道の形が出来ているような状況です。16ページの写真でブルーシートが見えますが、町の建設課が斜面の復旧工事を行っている状況であります。公共事業ということで許可不要転用届が事前に出ておりますので許可前の着工ではありません。12ページに戻っていただいて、一般基準ですが、1から10までの項目に該当するものは、適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断されます。以上のことから総合判断として、許可相当と判断されます。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の2番 藤村委員ご意見、質問等はございませんか。

推2番

ございません。

議長

無いようですので、この案件に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号②番、担当の9番藤本委員説明をお願いいたします。

議案第3号 申請番号②番 ○ ○○

9番

はい、現地確認へ参りました。説明資料の20ページをご覧ください。現地確認へ参りました。場所から説明しますと、国道△号線〇〇〇〇から左折し〇〇団地へ行った所になります。こ

ここに運送会社の方が、事務所兼住宅を建てる計画であります。1階が事務所で2階が住宅の計画であります。18ページをご覧ください。農地区分としては、第1種農地であります。申請人は、一般自動車運送業を営んでおり、また、子供の成長に伴い現在の住宅が手狭になり、事務所兼住宅が建築できる用地を探していたが、土地所有者と話しが進み5条申請に至った。申請地は第1種農地ではありますが、住宅区その他申請に係る土地の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用除外が出来るかと判断されます。

一般基準です。1から10までの項目に該当する項目については適当と判断致します。排水同意・隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務所兼住宅建築の件でありました。9番 藤本委員の説明に対して、意見質問等がありましたらお願いいたします。

無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号③番担当の9番藤本委員でお願いいたします。

議案第3号 申請番号③番 ○ ○○

9 番

場所から説明いたします。

説明資料の26ページをご覧ください。先日現地確認へ参りました。申請地は、国道△号線を○○方面へ参りますと右手に○○○があります。その交差点を左折し200mほど先になります。

27・28ページをご覧ください。貸駐車場に転用予定の農地があります。28ページの写真を見ていただくと右奥に車が並んでおりますが、○○○の専用駐車場の隣接する所であります。

24ページにお戻りください。農地の区分としては、第1種農地であります。農地の管理は対向地に居住の譲受人が行っていた。所有者が土地の管理が出来ないこと、また周辺住宅及び事業所の駐車場が不足しているため、貸駐車場としての利用を計画し、農地法第5条の申請に至った。申請地は1種農地である

が住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続してされる農地であり、例外的に転用除外できると判断致しました。一般基準ですが、1 から 10 までの項目にしても適当と判断いたします。排水同意・隣接農地の同意も得られております。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。審議の程をよろしく願います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。近隣への貸駐車場であります。只今の案件について、意見や質問等がございましたら願います。

意見がないようですので、この案件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番を提案いたします。担当の7番 池田委員願います。

7 番

はい、説明いたします。これも先ほどと同日に現地確認いたしました。申請地は、先ほどと同じ箇所(4条申請)であります。周辺は宅地化が進んでおります。住環境が良く今後も住宅の需要があると考え、建売住宅の計画し、農地法第5条の申請に至っております。農地区分は2種農地であります。面積は△㎡であります。一般基準の1から10までの該当する箇所は適当と判断致します。また、申請地は5条許可を受ける前に造成されたということで、始末書も提出されております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これは何年か前に造成してあったところなのですか。

事務局

はい、何年かわかりませんが、造成してあったようです。平成26年頃になさったのではないかと思います。

議 長

私もそうではないかと思えます。それでは、7番 池田委員の説明に対して、御意見等はございませんか。

無いようですので、この案件について、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。

全委員賛成で承認いたします。

意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第4号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、7ページをご覧ください。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成31年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
議案書8ページから11ページにかけて利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。面積の合計のみ読み上げます。田の合計が△㎡、畑の合計△㎡、合計は△㎡です。9ページから10ページをご覧ください。再設定の申請であります。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計△㎡、畑の申請はございませんので、合計が△㎡となっております。続きまして、議案書11ページをご覧ください。こちらは、所有権移転についてです。農業公社を通しての売買であります。今月は2件申請が出ております。面積の合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計が△㎡で畑の申請はありませんので、合計も△㎡となります。続きまして、12ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画 を定める。

平成31年1月10日提出 上益城郡御船町。

次の13ページをご覧ください。

平成31年第1回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は△㎡。畑の累計は、△㎡。田畑合計で△㎡となっております。以上です。下の欄に所有権移転がございます。田△㎡で合計も△㎡であります。

議長

はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

議長

ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第5号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第5号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成31年1月10日 提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

15ページをご覧ください。農業公社を通して貸し借りをするものであります。今月は1件ございます。面積の合計のみ読み上げます。田△㎡畑の申請はございませんので合計も△㎡であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。中間管理事業を通して貸し借りをを行うものであります。この件についてご意見等があればお願いいたします。

意見がないようですので、この案件について、承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認されました。報告第1号を提案いたします。事務局より報告いたします。

事務局

はい、議案書16ページをご覧ください。

報告第1号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成31年1月10日提出 御船町農業委員会。17ページから19ページ3件の耕作証明書を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認をお願いいたします。議案はこれで終了いたしました。事務局何かありませんか。

事務局

・御船町農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領についての説明。

・報酬の件説明

次月の総会は、2月12日13:30～この第2分庁舎会場で行います。

議 長

他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして1月の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

8 番

⑧